

2021年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則

※下線部分：変更箇所

2021年統一規則	2020年統一規則
<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2021</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権は、国際自動車連盟（F I A）および一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもと、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJ A F国内競技規則およびその細則、<u>2021</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エントラント）に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第6条 参加車両</p> <p>1. <u>2021</u>年J A F国内競技車両規則第1編第<u>11</u>章スーパーフォーミュラ（S F）車両規定に適合した車両およびJ A Fが特に認めた車両とする。</p> <p>車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。</p> <p>2. ～9. （略）</p> <p>第7条 選手権得点</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 選手権レースとして認定された各レースにおいて、ドライバーおよびチームに与える得点は、下記の得点基準を適用する。非得点者があった場合は、その順位を繰り上げて得点が与えられる。</p> <p>1) ～4) （略）</p>	<p style="text-align: center;">総 則</p> <p><u>2020</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権は、国際自動車連盟（F I A）および一般社団法人日本自動車連盟（J A F）公認のもと、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠したJ A F国内競技規則およびその細則、<u>2020</u>年全日本スーパーフォーミュラ選手権統一規則、ならびに本競技会特別規則に従い開催され、ドライバーおよびチーム（エントラント）に対する2つの選手権から成る。</p> <p>第1条～第5条 （略）</p> <p>第6条 参加車両</p> <p>1. <u>2020</u>年J A F国内競技車両規則第1編第<u>13</u>章スーパーフォーミュラ（S F）車両規定に適合した車両およびJ A Fが特に認めた車両とする。</p> <p>車両の銘柄とはシャシーとエンジンの組み合わせをいう。シャシー製造者とエンジン製造者が異なる場合、その車両は合成車両とみなされ、必ずシャシー製造者の名称をエンジン製造者の名称の前に表示しなければならない。</p> <p>2. ～9. （略）</p> <p>第7条 選手権得点</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 選手権レースとして認定された各レースにおいて、ドライバーおよびチームに与える得点は、下記の得点基準を適用する。非得点者があった場合は、その順位を繰り上げて得点が与えられる。</p> <p>1) ～4) （略）</p>

<p>5) <u>得点合計の対象となるレース数は、選手権レースとして開催されたレースのすべてとする。</u></p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>第8条 デッドヒート (同着)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 複数のドライバーまたはチームが同一の<u>得点</u>を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。</p> <p>1) <u>高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。</u></p> <p>2) <u>上記1) の回数も同一の場合、最終戦における得点をもって決定する。最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点をもって決定する。それでも結果がでない場合は、さらにその前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。</u></p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>第15条 インシデント</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. スタート進行中を含めた決勝レースで<u>執行される罰則は、以下の通りとする。</u></p> <p>1) <u>タイムペナルティは、次の4つとする。</u></p> <p>① <u>5秒間のタイムペナルティ：</u> <u>競技結果に対して5秒を加算する。</u></p>	<p>5) <u>得点合計の対象となるレース数は、選手権レースとして開催された最大5レースとする。ただし、開催されたレースの合計数が5レースに満たない場合は、開催されたレースのすべてが得点合計の対象となる。</u></p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>第8条 デッドヒート (同着)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 複数のドライバーまたはチームが同一の<u>有効得点</u>を得た場合は、下記の基準を用いて上位を決定する。</p> <p>1) <u>有効得点 (上記第7条2. 5) による選手権得点の対象レースで得た得点) の範囲内で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。</u></p> <p>2) <u>上記1) の回数も同一の場合、当該競技者が獲得した全ての得点の内、高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。</u></p> <p>3) <u>上記1) および2) の方法によっても順位が決定できない場合は、最終戦における得点をもって決定する。最終戦の得点によっても順位が決定できない場合は、最終戦の前の競技会における得点をもって決定する。それでも結果がでない場合は、さらにその前の競技会における得点というように遡って順位が決まるまで続ける。</u></p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>第15条 インシデント</p> <p>1. ～7. (略)</p> <p>8. スタート進行中を含めた決勝レース中に<u>執行される罰則は、以下の通りとする。</u></p> <p>1) <u>レース中に課されるタイムペナルティは、次の2つとする。</u></p>
--	---

② 10秒間のタイムペナルティ：
競技結果に対して10秒を加算する。

③ドライビングスルーペナルティ：
(略)

④ペナルティストップ：
(略)

2) (略)

9. コントロールラインで、本条項8.1) ③および④のタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

10. (略)

11. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了し、本条項8.1) ③および④のタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライビングスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) ~ 3) (略)

12. ~13. (略)

第16条~第20条 (略)

第21条 ピットエリア

1. ~10. (略)

11. (削除)

11. ~13. (略)

①ドライビングスルーペナルティ：
(略)

②ペナルティストップ：
(略)

2) (略)

9. コントロールラインでタイムペナルティが表示されてから3周以内に規定通りこれを実行できなかった車両については失格とする。

10. (略)

11. 決勝レース終了後に課せられる罰則は、以下の通りとする。

1) 罰則の表示後3周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通り実行できなかった場合、競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティまたはペナルティストップに相当するタイムを加算する。なお、加算されるタイムはドライビングスルーペナルティに対し30秒とし、ペナルティストップの場合は、その30秒に停止時間を加えたものとする。

2) ~ 3) (略)

12. ~13. (略)

第16条~第20条 (略)

第21条 ピットエリア

1. ~10. (略)

11. コースから離れようとする、または、自己のピットもしくはパドックに戻ろうとするドライバーは、安全を確かめた上で、その意志を合図しなければならない。

12. ~14. (略)

<p>第22条 (略)</p> <p>第23条 タイヤ</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. <u>公式通知に示す方法以外での、タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止される。明確に許可された場合を除き、タイヤの保管場所は密閉された空間であってはならず、外気温より著しく高温になる空間での保管は認められない。</u></p> <p>7. ～10. (略)</p> <p>第24条～第25条 (略)</p> <p>第26条 一般安全規定</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に定められたピットレーン通過速度(最高60km/h)を遵守しなければならない。</p> <p>10. ～18. (略)</p> <p>第27条 プラクティスセッション(公式予選等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 上記1. 2)のノックアウト予選方式は次のように行われる。</p> <p><u>1) 予選は最大で3つのセッションで構成される。</u></p> <p><u>2) 各セッションは、10分のインターバルをはさんで連続して行われる。</u></p> <p><u>3) 最初のセッションは、最大20分間で行われ、すべての車両が出走することが許される。</u></p> <p><u>4) 中間のセッションまたは最終のセッションは、最大20分間で行われ、特別規則書で定める各セッションの上位車両が出走を許される。</u></p>	<p>第22条 (略)</p> <p>第23条 タイヤ</p> <p>1. ～5. (略)</p> <p>6. <u>当該競技会特別規則もしくは公式通知で示される方法以外での、タイヤに対する走行前の意図的な加熱は一切禁止される。</u></p> <p>7. ～10. (略)</p> <p>第24条～第25条 (略)</p> <p>第26条 一般安全規定</p> <p>1. ～8. (略)</p> <p>9. すべてのドライバーは、F I A国際競技規則付則H項に定められたピットレーン通過速度(最高60km/h)を遵守しなければならない。<u>この条項に違反した場合は、原則として競技結果に影響する罰則が課せられる。</u></p> <p>10. ～18. (略)</p> <p>第27条 プラクティスセッション(公式予選等)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 上記1. 2)のノックアウト予選方式は次のように行われる。</p> <p><u>1) Q1、Q2、Q3のセッションは、10分のインターバルをはさんで連続して行われる。</u></p> <p><u>2) 最大20分間のQ1では、すべての車両が出走することが許され、このセッション終了時点で上位14台の車両は、その後のセッションに進むことが許される。次のセッションに進む車両が達成したラップタイムはQ2におけるタイムとして採用されない。</u></p>
---	--

<p>5) <u>各セッションで達成したラップタイムは次のセッションのタイムとして採用されない。</u></p> <p>6) <u>各セッションにおいて発生した事象に対する抗議および控訴の取り扱い</u>は、最終セッションが終了するまで保留される。従って、抗議および控訴の提出（時間制限）は最終セッションから定められた時間内とする。</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの総合1位のタイムの107%以内とする。なお、上記1. 2)の公式予選では、<u>最初のセッション</u>において達成された1位のタイムの107%以内とする。</p> <p>6. ～12. (略)</p> <p>第28条～第39条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3) <u>最大20分間のQ2では、Q1の上位14台が出走することが許され、このセッション終了時点で上位8台の車両は、その後のセッションに進むことが許される。次に進む上位8台の車両が達成したラップタイムはQ3におけるタイムとして採用されない。</u></p> <p>4) <u>最大20分間のQ3では、Q2の上位8台が出走することが許される。</u></p> <p>5) <u>各セッションにおいて発生した事象に対する抗議および控訴の取り扱い</u>は、最終セッションが終了するまで保留される。従って、抗議および控訴の提出（時間制限）は最終セッションから定められた時間内とする。</p> <p>3. ～4. (略)</p> <p>5. 公式予選通過基準タイムは、公式予選で達成されたタイムの総合1位のタイムの107%以内とする。なお、上記1. 2)の公式予選では、<u>Q1</u>において達成された1位のタイムの107%以内とする。</p> <p>6. ～12. (略)</p> <p>第28条～第39条 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---